

## 管理方針書改訂案

(下線部は改訂部分)

○保護林名称：早池峰山周辺森林生態系保護地域

	改訂後	現行
保護・管理及び利用に関する事項	<p>保存地区については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保全利用地区については、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。</p> <p><u>また、ニホンジカの個体数が増加傾向にあり、森林内においては樹皮剥ぎも確認されていることから、周辺地域での生息状況及び保護林内の森林への影響を注視するとともに、ニホンジカ被害に対応した保護・管理を継続していく（北上川上流森林計画区）。</u></p> <p>早池峰山周辺森林生態系保護地域計画書を参照</p>	<p>保存地区については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保全利用地区については、木材生産を目的とする森林施業は行わないものとする。</p> <p>早池峰山周辺森林生態系保護地域計画書を参照</p>

○保護林名称：蔵王生物群集保護林

	改訂後	現行
保護・管理及び利用に関する事項	<p>自然の推移に委ねることを基本とし、施業等を必要とする場合には、管理経営の指針に基づき行うこととする。</p> <p><u>また、アオモリトドマツの枯損が発生していることから、枯損被害に対応した保護・管理を継続していく（宮城南部森林計画区）。</u></p>	<p>自然の推移に委ねることを基本とし、施業等を必要とする場合には、管理経営の指針に基づき行うこととする。</p>

○保護林名称：北上山御堂松希少個体群保護林

	改訂後	現行
保護・管理及び利用に関する事項	<p>自然の推移に委ねることを基本とし、施業等を必要とする場合には、管理経営の指針に基づき行うこととする。</p> <p><u>また、周辺地域の松くい虫被害に注視しつつ、松枯れ被害に対応した保護・管理を継続していく。</u></p>	<p>自然の推移に委ねることを基本とし、施業等を必要とする場合には、管理経営の指針に基づき行うこととする。</p>

○保護林名称：斗蔵山ウラジロガシ遺伝資源希少個体群保護林

	改訂後	現行
保護・管理及び利用に関する事項	<p><u>自然の推移に委ねることを基本とし、施業等を必要とする場合には、管理経営の指針に基づき行うこととする。</u></p> <p><u>また、ナラ枯れ被害に対応した保護・管理を継続していく。</u></p>	<p>伐採は枯損木及び被害木の除去にとどめ、更新補助作業は当面必要ない。</p>

○保護林名称：獅子ヶ鼻湿原希少個体群保護林

	改訂後	現行
保護・管理及び利用に関する事項	<p>自然の推移に委ねることを基本とし、施業等を必要とする場合には、管理経営の指針に基づき行うこととする。</p> <p><u>また、ナラ枯れ被害が確認されており、湿原周辺のミズナラ等低木林に蔓延しないよう、ナラ枯れ被害に対応した保護・管理を継続していく。</u></p>	<p>自然の推移にゆだねることを基本とし、施業等を必要とする場合は、管理経営の指針に基づき行うこととする。</p>